

介護老人保健施設 清らかの里

介護老人保健施設では、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合、施設での医療提供の対応について評価されることになっております。

当施設では、下記の条件にて所定疾患施設療養を適切に算定しており、前年度の算定状況についてご報告いたします。

【算定条件】

※当施設の医師は所定の研修をR6.10月に修了し、R6年11月より所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定しております。

1.所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

2.所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3.所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ) 肺炎 ロ) 尿路感染症（イ及びニは検査を実施した場合のみ算定） ハ) 带状疱疹 ニ) 蜂窩織炎

ホ) 慢性心不全の増悪（原則注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定）

4.算定する場合にあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を診療録に記載しておくこと。

5.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

6.当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和6年度の所定疾患施設療養費の算定状況

【 2024.4.1～2025.03.31 】

尿路感染症	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	6	4	5	5	5	6	4	2		1	5	6
治療日数	24	16	26	17	15	30	19	15		5	14	19
検査内容	理学所見・尿検査・血液検査											
治療内容	投薬・点滴											

肺炎	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1			3	1			1	1	4	1	6
治療日数	5			11	7			3	2	15	4	18
検査内容	理学所見・血液検査・レントゲン検査											
治療内容	投薬・点滴											

带状疱疹	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数					1					2	1	1
治療日数					7					12	2	6
検査内容												
治療内容												

蜂窩織炎	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数					1					1	1	1
治療日数					7					2	5	6
検査内容	理学所見											
治療内容	投薬											

慢性心不全増悪	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数												
治療日数												
検査内容												
治療内容												